

第4回知的創造サイクル専門調査会

1. 開 会：平成18年1月30日（月）13時30分～15時30分

2. 場 所：知的財産戦略推進事務局会議室

3. 出席者：

【委 員】阿部会長 加藤委員 下坂委員 妹尾委員 田中委員 八田委員 前田委員
吉野委員

【事務局】荒井事務局長 藤田事務局次長

4. 議事

(1) 開会

(2) 知的財産人材育成総合戦略について

(3) 知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について

(4) 知的創造サイクルに関する重点課題について

(5) 閉会

○阿部会長 それでは、全員お集まりのようでございますので、第4回の「知的創造サイクル専門調査会」を開催させていただきます。

本日、御多用のところ御参集いただきましたが、板井委員、久保利委員、中山委員は御欠席という連絡をいただいております。

第1の議題であります「知的財産人材育成総合戦略について」でありますけれども、事務局で委員の皆様の御意見、あるいは関係省庁との御意見の調整をして報告案を取りまとめてくれました。事務局から、まずは報告案について説明をしていただきたいと思います。では、よろしくお願いします。

○藤田事務局次長 それでは、資料1に沿って簡単に御説明を申し上げます。前回の会合でお示した案から変更になったところを中心に御説明申し上げます。

まず総論のところですが、4ページをお開きいただきたいと思います。委員の方から、創造人材について、知的財産を創出する、創造する人材について、その重要性をもっと強調すべきであるという御意見をいただきまして、4ページの一番上のところに1つ段落を、「知的財産を創造する人材について」ということで付け加えてございます。

それから、次の段落も新しく付け加わったところがございます。裾野人材が重要であり、国民全体の創造力や知財の意識を高めるということをしっかり総論でも書くべきだという御指摘をいただきましたので、ここの2つ目の段落についても新たに加えてございます。

次に、5ページでございます。前回の案では真ん中の箱の中でございますけれども、3つの分類で知財のレベルを高、中、低と書いてございましたが、若干誤解を招く表現ぶりはいかがなものかという御指摘をいただきましたので、これは消させていただきました。

飛びまして 10 ページでございます。第 4 章の「総合戦略の進め方」というところで真ん中辺りでございますけれども、1 期、2 期、3 期と分けるということはお示しをしてございましたが、それぞれの期の中で計画をし、それを実施、評価、そして再びそれを計画にフィードバックするというサイクルを回すことが重要であるということで人材育成サイクルという概念を加えさせていただきました。

次に、13 ページでございます。今までは、横串の施策について十分にまとめていなかった嫌いがございまして、ここの 13 ページのところで 10 個の重点施策ということで柱を 10 本立てさせていただきました。

まず 14 ページでございますが、第 1 点が知財の人材育成推進のための協議会の創設ということでございまして、知財に関わる教育や研修を行う機関が連携を深めて情報交換あるいは相互協力をするということで、案としては の 1 番のところに書いてございますけれども、工業所有権情報・研修館とか日本知的財産協会、あるいは弁理士会、発明協会、日弁連等々の機関の代表者を構成メンバーとして協議会を設立し、2 番に書いてあるような項目についてその協議会で中心になって推進をしていただくということはどうかということでございます。

それから、15 ページは知財の教育研究のさまざまな支援プログラムがございますけれども、これは国の施策が中心になるわけですが、そうした支援プログラムの充実を図るということでございます。

それから、16 ページは「先端技術を理解できる人材等の誘引・活用」ということでございまして、ポスドクを始めさまざまな先端技術がわかる人をこの知財の世界に引き込むということが書いてございます。

次の 17 ページは「実務経験者の活用」ということでございまして、特にこの場で御議論、御意見がございました、例えば の 2 番のところですけれども、知財の取り組みの強化を進める企業、大学等、TLO においては知財に関する業務、特に契約業務の経験が豊富な者及び市場性の目利きができる者の採用を促進し、OJT によって実務能力の向上を図ると書いてございます。

次のページが(5)融合人材の育成ということでございます。例えば の 4 番のところですけれども、「企業、大学等は、知的財産を経営・事業戦略等に組み込むことのできる人材を育成するような各種の取組等を行う」と書いてございます。

次のページが「海外派遣など海外との交流の促進」でございまして、これも委員の方からいろいろ御意見を賜りました。特に の 1 番の後ろの方ですが、「理系人材が海外で法律・経営等を学ぶための財政的支援を行う」。あるいは、 の 3 番のところでございますけれども、「アジア地域など海外からの優秀な学生の受け入れを促進し、教育レベルの向上を図るとともに、卒業した学生との連携を深めるなど国内外人材ネットワークの促進を図る」と書いてございます。

次の 20 ページは「人材のネットワーク化」とございます。例えば の 2 番のところでは

けれども、「企業、大学等は、知的財産の実務に関する人材のデータベースを構築し、知的財産人材のネットワーク化を促進する」と書いてございます。

次の21ページは「学会の活用と支援」とございまして、の1番のところに幾つかの学会の名前が例示してございますけれども、こうした学会における研究活動に政府としても協力をすると書いてございます。

それから、の4番をごらんいただきますと、「理系、経営系等の学会は、知的財産に関する分科会等を設け、学会員の知的財産に関する理解を高める」と書いてございます。

次の22ページは「教材・教育ツールの開発」ということで、例えばの1番ですけれども、政府が教材のベースとなるような情報を提供する、あるいはモデルとなるテキストを整備するというようなこと。それから、の2番のところではe-ラーニングや放送大学の活用が書いてございます。

最後に23ページが「知的財産人材に関する民間資格の充実」でございまして、今も既に幾つかの資格がございまして、そうした資格制度の充実と書いてございます。

以上が10本の柱ということで、縦割りの分野にとらわれずに横でくくってこういう提言をさせていただくということでございます。

27ページ以降が、分野ごとの求められる能力あるいはそれぞれの具体的な育成策でございまして、前回お配りした資料ではこのそれぞれの分野に今まで講じられてきた施策、あるいはこれまでの現状が書いてございましたが、それぞれ分量が多くてかえって見にくいのではないかとということで、現状については56ページ以降にまとめて書くことにいたしました。したがって、27ページ以降のところではどういう人材が求められ、そしてどういう育成策を講ずるかということだけ特記して書いてございます。

以上が前回からの大きな変更点でございます。以上でございます。

○阿部会長 ありがとうございます。この報告書案につきましては事前に委員の皆様の御了解をいただいているということですので、本日専門調査会として決定していただいて、2月の末に予定されております次回の本部会合において私の方から報告をさせていただきたいと思います。

しかしながら、次回の本部会合まで若干時間がございまして、万一さらなる追加意見がございましたら速やかに事務局まで御提出をいただきたいと思います。その際、追加意見の取扱いにつきましては会長の私に御一任いただくことも含めまして、本報告書案を専門調査会として御決定いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○下坂委員 ちょっと意見を言わせていただいてよろしゅうございますか。

31ページの「民間等に呼びかける行動」というところ、下から4行目でございます。ここに、知的財産人材育成総合について民間等に呼びかける行動として書かれておるのでございますけれども、この中で「日本弁理士会は、社会の弁理士に対する期待に応えるため、より一層研修制度を充実する」ということで、大変期待をされてございまして、私も、この提言が決定しました暁にはこれに沿いまして社会の期待を裏切らないよう、求められ

る弁理士像に向かって今後とも引き続き鋭意努力をして研修を実施していくことを考えております。

しかしながら、この努力につきまして、私どもは現在極めて大きな矛盾と辛苦に遭遇していることもこの際、是非専門調査会の皆様にお知りいただきたいと思うところでございます。すなわち、弁理士の極めて大幅な増員が続々と待ったなしに国により実施され続けている中で、研修の実施はすべて弁理士会という民間ベースオンリーでという点における矛盾でございます。

これは、いささか戦時中に子どもを産めよ増やせよという政策に似たところがあるのではないかなどとつい思ってしまうところなのでございますけれども、お国のために子どもを産めよ増やせよと音頭を取りながら、その養育の責任はすべて各個人の家庭におんぶにだっこという実態でございました。今更、少子化だから子どもをつくるようにと言われても、女性はなかなか国の言葉を信用しない。

少しこれは話が余談にそれましたけれども、私どもの研修が弁護士制度と決定的に違いますところは、弁護士は国の政策として試験合格者を大幅に幾ら増やそうとも、司法研修制度により国家が 100%の必要最低限の登録前研修をしてくれるという点でございます。このことを非難したり、それと同等の制度を私どもが要求しているということではございません。私どもの責任の重さから痛感している矛盾を是非お知りいただきたいということの例として挙げさせていただきました。

平成 13 年 1 月 1 日から実施されました新弁理士法の付則第 13 条は、政府はこの法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定しております。

この施行後 5 年を経過した時点というのが今年、平成 18 年に当たっております。そこで、現在弁理士法の付則第 13 条に基づきまして、弁理士法施行後 5 年を経た弁理士制度の見直しが行われようとしているところでございます。

一方、推進計画 2005 には、弁理士の資質向上を図るための新人弁理士の研修や、幅広い観点からの弁理士の研修充実、または試験合格者の実務能力を担保する方策について日本弁理士会の取り組みを促すこと、工業所有権情報・研修館を活用することなどが提言されております。そこで、この提言の実現に当たりましては、弁理士法の見直しの際に法改正を視野に入れて進めてほしいと、私は一委員として強くここに切望する次第でございます。どうもありがとうございました。

○阿部会長 ありがとうございました。御趣旨はわかりましたが、何かこの文章を変えると……。

○下坂委員 それは議長に一任ということで。

○阿部会長 御趣旨は理解いたしましたので、ここを急に変えるということをおっしゃっているわけでもないようですし、もっと根源的なことをおっしゃっていると思いますので、

そういうことも念頭に置いて今後我々としても検討させていただきたいと思いますが、ここに現状の弁理士試験の問題点を分析し、必要な弁理士試験制度の見直しを行うと書いてありますけれども、もう少し根源的なような感じもいたしますので、とりあえずお任せをいただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ほかの方、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。多分この知財戦略も非常に頑張っているいろいろなことをやっていますので、時々ケアをしていかなければいけない部分というものが出てくることは容易に想像されますので、委員の方々のお知恵も拝借しながら、そういうケアも逐次織り込んで、今までもきましたけれども、これからもやらせていただきたいと思います。

それでは、次に第2の議題であります「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」であります。検討に先立ちまして、パブリックコメントの募集を事務局で行ってくれましたので、最初にその結果につきまして簡単に御報告をしていただきたいと思います。お願いします。

○藤田事務局次長 資料3をごらんいただきたいと思います。「知的財産基本法の施行状況に対する意見募集の結果について」でございます。

意見募集は昨年の12月16日から3週間、ホームページへの掲載によって行いました。この結果、提出された御意見の件数は3番のところにございますように合計で127件、うち団体が15件、個人が112件でございます。これはコンテンツの専門調査会の分野も含んだ数字でございますけれども、そのうち当専門調査会に関係のある意見は35件となっております。

5番のところで、パブリックコメントでいただいた主な意見の概要を整理してございます。なお、5番のところに整理してあるのは事務局がまとめたものでございますけれども、パブリックコメントでいただいた意見そのものにつきましては別添の3という別の資料で委員の皆様にはお配りをしてございます。

なお、いただいたパブリックコメントは知財事務局のホームページに掲載をする予定でございます。

いただいた御意見につきましては、本専門調査会の取りまとめの参考にしていただきたいと思いますけれども、内容が大部にわたっておりますので、時間の関係上、御説明は省略をさせていただきます。以上でございます。

○阿部会長 ありがとうございました。事務局で、かいつまんで御紹介がありましたパブリックコメントの御意見や、委員の方々から事前にお伺いした御意見を元にいたしまして、案を作成してくれました。資料4です。それでは、事務局から引き続き説明をお願いします。

○藤田事務局次長 それでは、資料4に基づいて御説明を申し上げます。

知的財産基本法の付則で、3年たったところで施策の状況について検討することになっているわけでございますけれども、1枚目に「骨子」とございますが、どういう構成でま

とめるかということでございますけれども、第１に「経緯」ということで、この基本法の施行状況の検討に至った経緯を記載する。第２に、これまで３年間の「施行の状況」について主な成果を記載し、総括的な評価を記載する。第３に「今後の施行の方針」としまして、第１に基本的な考え方を示す。第２に今後の重点項目について記載をするというような構成が案としてございます。

まずそのうちの２番に書いています「施行の状況」でございますが、これが次のページからございます別紙の１としてまとめてございます。例えば「創造分野」のところでは、多くの大学において知的財産本部が設置をされたこと、あるいは大学教員の発明について機関帰属原則を採用する大学が増加をしたこと等々が紹介してございます。

イ)の「保護分野」のところでは「紛争処理機能の強化」ということで、知的財産高等裁判所の設置等が記載してございます。

それから、その下の「特許審査の迅速化」のところでは、特許審査の迅速化のための特許法等の一部の改正法が成立した。あるいは一番下の行でございますが、任期付審査官の増員。それから、次の３ページの一番上でございますけれども、経済産業省に昨年１２月に特許審査迅速化・効率化推進本部が設けられたということが書いてあります。

それから、次は「知的財産侵害に係る刑事罰の強化」ということで、各関連法について罰則を強化した。

あるいは、模倣品・海賊版の海外における海外市場の対策が講じられてきている。

それから、次のところでは「模倣品・海賊版の水際対策」が強化されてきたというようなことが紹介してございます。

それからウ)の「活用分野」でございますけれども、例えば知的財産重視の経営戦略を推進してきた。あるいは、知的財産情報開示指針を策定した。それから、知財信託に関する制度改正が行われた等のことが紹介してございます。

次の４ページですけれども、エ)の「コンテンツ分野」、これはコンテンツ専門調査会の方で御議論をいただきます。

それからオ)で「人材分野」でございますが、「弁理士の増加」、あるいは知財の關係の弁護士のネットワーク化が進んでいること、すべての法科大学院で知的財産法の科目が設置をされたこと、あるいは司法試験で知的財産法が選択科目として採用されたこと等が紹介してございます。

以上がこれまでの成果の要約でございますが、次の５ページのところが、それではそうした成果を踏まえながら今後はどうしていくかということがまとめてございます。

まず、最初のポツでございますけれども、「次の３年間の第２期として位置付ける」。第２期においては、第１期において実施された多くの改革の成果を踏まえ、知的創造サイクルを一層円滑に展開し、知的財産立国の実効を上げる期間とするということでございます。そして、知財基本法は最初の３年が経過したところでの検討だけを書いてあるわけでございますけれども、次の３年間の第２期として、その第２期が終了するところ、すなわち

2008 年度末の時点においてもう一度この法律の施行状況について検討をし、それ以降の知財戦略の在り方について検討してはどうかということが書いてございます。

6 ページは 1 期と 2 期のイメージ図でございまして、次の 7 ページをごらんいただきます。それでは、今後の知財基本法の施行の方針として何を重点に置いていくかということでございまして、案として 6 つの柱を掲げてございます。

第 1 に「国際的な展開」ということで四角の中でございまして、「諸外国に対する知的財産重視への働きかけ、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）への対応、世界特許システムへの実現、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知財戦略を展開する」ということで、その下の「今後の課題」のところでは現状まだまだこうした部分が課題として残されているということを列記してございます。

次の ii) が「地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援」でございまして、「地域における知財活用の展開、中小・ベンチャー企業の知財活用への支援、地域ブランドの振興、地方自治体の知財能力強化などの知財戦略を展開する」としてございます。次の 8 ページの第 3 が「産学連携の推進」でございまして、「大学等の研究成果を戦略的に保護し、産業界で活用するための取組の一層の進展を図る。今後、大学知的財産本部や TLO に対する支援予算が逐次廃止されること等を踏まえ、大学における知財管理体制の再編が想定されるが、これに適切に対応する」ということでございます。

次の 9 ページが 4 番目で「出願構造改革・特許審査の迅速化」でございます。「国内出願偏重の出願構造を改め、国際的な特許取得戦略を推進するとともに、出願前に先行技術調査を行い、出願を厳選する。また、特許審査の迅速化により、権利の早期確定による産業の安定した発展に貢献する」ということでございます。

第 5 はコンテンツ・日本ブランドでございまして、ここは飛ばしまして、次の 10 ページでございまして、第 6 に「知財人材の確保・育成」ということで、先ほど御決定をいただきました人材の総合戦略に基づいて国際的な融合人材の育成など、長期的かつ計画的に知的財産人材の質・量両面における充実を図るということでございます。

以上が案でございます。

○阿部会長 ありがとうございます。今、説明をいただきましたように、最初の 2 ページから 6 ページは 3 年間の施行の状況をレビューしたもので、7 ページ以降が今後の方針についてであります。この最初の 3 年間の見直しは法律に書いてあるということで、別紙 1 にあるような、次ページ以降のような状況で非常に簡単に書いてありますので、そういうことでいいのかどうかということもありますけれども、もう一つは我々の立場は知的財産戦略本部として見ているということになりますので、いわば政策を検討して決めていく側から見ているということになるわけですが、そこを補うような形でパブリックコメントを通して外部の方々の御意見も頂戴しています。

形としては、政策を検討して決める側がレビューをしているところが今回の一つのキャラクターみたいになっているかもしれませんが、できるだけ事務局としてはパブリ

ックコメントで外部の意見も入れてつくったということでもあります。

そこで、これにつきましてこれから委員の先生方から御意見をいただきたいと思います。どなたでも結構でございます。よろしくお願いします。

○田中委員 幾つかあります。順番にお話をしたいと思います。

1つ目は7ページの「国際的な展開」のところですが、今後の課題というのは非常によくまとめて書かれておりますけれども、国際標準関係もここにきちんと入れておいた方がいいのではないか。つまり、国際標準と知的財産の関係というものが非常に重要な課題だというふうに私は認識しており、ここでの記述が抜けてしまっていると思います。

次に8ページの産学連携のところですが、3つ目のTLOと大学知的財産本部との関係における「政府からの資金頼みで自立は困難」という記述と、それから5つ目の知的財産本部関係の活動における「ライセンス収入の増加のみを目的としている大学が多い」との記述。これは、予算ですとか、活動資金というものをどういう形で活用していくかが余り明確ではないと思います。

次は、10ページの「知的人材の確保・育成」です。「今後の課題」のところでは、多分これは表現上の問題だととらえていますけれども、「企業の知的財産部員の多くは知的財産以外の分野に関する意識が低く」というところと、それから「弁理士の多くは専門性が高いが、知的財産以外の分野に対する意識が低い」という、この両方にまたがる話です。「知的財産以外の分野に対する意識が低く」という表現が、知的財産権について企業の知財部員あるいは弁理士は専門的なことは非常によく知っているけれども、広義に考えたときの知的財産問題、つまり無形資産といった知的財産全般に対して意識が低いという表現であればいいと思います。「知的財産以外の分野」と書くと、何を問題視しているかが不明確になってしまうのではないかと思います。以上でございます。

○阿部会長 7ページ以降、若干挑発的に書いてあるような感じもしますが、多分議論を呼んでいただくことを事務局がもくろんだのかどうか知りませんが、事務局から今の点でお答えいただくところがあったらお願いしたいのですが。

例えば、田中委員から8ページで「政府からの資金頼みで自立は困難な状況にある」ということと、9ページでは「ライセンス収入の増加のみを目的としている大学が多い」というのは何を言いたいのかという御質問でありましたけれども、どうですか。

○藤田事務局次長 委員のおっしゃるとおりで、ちょっと両方の整理がわかりにくいかと存じますので、少しここは書き方を考えたいと思います。

それから、10ページのところの「知的財産以外の分野」というのは何か。これも田中委員がおっしゃるとおりでございますが、いわば知財経営に関わるためには特許あるいは出願のやり方にだけ精通しておられても、それでは十分でないという趣旨でございますけれども、ちょっと表現が不十分かと存じますので、これも検討させていただきます。

○田中委員 国際標準と知財のところはいかがでしょうか。多分、後にも触れていますので、ここで触れる必要はあるかどうかも含めて。

○阿部会長 これは田中委員がおっしゃるように触れておいた方がいいのではないのでしょうか。

○藤田事務局次長 全くおっしゃっていることには異存はございませんので、御趣旨を体して直したいと思っております。

○阿部会長 では、加藤委員どうぞ。

○加藤委員 8ページの「産学連携の推進」のところですが、ここの議論は知的財産本部やTLOに関することになりますが、産学連携を行う際に私が疑問感じることは、国や大学等の研究機関が企業1社に長期間の独占的なライセンスをなかなか供与しないことです。例えば研究者の方々が国の補助金による研究グラントプロジェクトにおいて技術開発を行い、そのほぼ完成した技術に興味はないかというご連絡が当社にもきます。それはそれで非常にありがたいのですが、踏み込んでライセンス供与に関する協議を進めると、その技術を事業化するにも、企業側として開発リスクがあるにもかかわらず、独占的なライセンス供与をするにはハードルが高い場合が多いです。事業化のためリスクが余り斟酌されていないと思います。

また国の補助金による研究グラントにおいても、委託元の機関（文部科学省や経済産業省：NEDOなど）によって日本版パイドール法の導入時期や導入時の対応が統一されていなかったように思います。これはきちんとやってもらわないと結局は先生方や企業が立ち往生します。企業から見ますとNEDOの研究グラントが知的財産権等を含め、きっちりと対応されている印象を受けます。

○阿部会長 わかりました。事実関係だけ文科省、経済産業省、お答えいただける人はおられませんか。

もしおられなかったら、後で調べて、これは宿題にさせていただきます。

○加藤委員 もう一つ、これは参事官の方に申し上げたのですが、7ページの「地域の展開及び中小・ベンチャー企業の支援」です。これは後ろから2番目のポツにございますが、日本中に工業試験所があります。要するに、都道府県の工業技術センターですが、偶然、先日、ある県の工業技術センターを訪れたのですが、非常にしっかりやっておられて驚いたのですが、工業技術センターがせっかく既にあるのですから、もっとサポートすれば、十分機能させることができ、効率的かという気がいたします。以上です。

○阿部会長 わかりました。表現はさっきと共通しているところがあると思いますので、そういう御意見をいただくことはいいんじゃないかと思います。ありがとうございました。では、**前田委員**、吉野委員の順番でどうぞ。

○**前田委員** 加藤委員がおっしゃられたことに関連しますが、「産学連携の推進」について先日直面した問題があります。JSTの事業化支援の助成金で、ある中小企業に実施化をさせるために、2億程度の助成金が付くものがあります。このプログラムをJSTの方に合格させていただくためには、私たちが出願してきた特許をJSTに独占的通常実施権もしくは専用実施権をお渡しして、すべてJSTの条件に従って行なわなければならないの

です。言葉は悪いのですが、これはお上のお金を振りかざして召し上げですね、というお話をさせていただきました。

各大学で、TLO・知財本部が整備されてきて、1件の特許ではなく、例えば10件くらい特許を出願し、大手の企業にライセンスしようと思って一生懸命マップ化していたところに、どこかの小さな企業が応募をされて、その企業とJSTが組まれて、今回はこの企業にお譲りしますから、私たちの条件（JST）で特許の活用は決まりますからとにかく手を引いてください、では、ある意味TLOの競合を行なっていることにもなると思います。産学連携の機能を充分果たしていない地方の、例えばTLOのない大学等にこのような助成金が回れば大変いいシステムですが、戦略的に特許を取ろうと思っている学校に対して、とにかくこれはお上のお金を2億付けるのだからTLOは触れませんか何か釈然としません。ライセンス対価についても、医学系の場合は一時金や、マイルストーン制であったり、比率が違ったり、様々なやり方をしてライセンス収入を得ているわけですが、JSTの場合はどんなケースであろうと一律です。

いろいろなところに産学連携のお金が付くのは私たちにとっても良いことですが、もっと自由度があって、知的財産本部やTLO等の産学連携を仕切っている部隊が柔軟に選択できるような方法を取っていただきたいと思います。今回のケースも特許の扱いを、私たち大学と直に企業が結ぶことができれば、一本化した産学連携の組織が戦略的かつ有効に活かされたいと思います。

次に、「資金頼みで自立は困難な状況にある」という文言の部分についてです。、知的財産本部は特許の管理、TLOはライセンスで身を立てなさいというふうに役割分担がはっきりしているのでは、自立するのが難しいと思います。現段階では、ライセンスのみでTLOが生き残ろうとすると自立は困難です。特許をライセンスするために広報活動をするとおのずと共同研究が増えます。共同研究の金額も増えていきます。それで学校が潤えば、TLOは特許のライセンス収入で食べていかななくてもいいと思うわけです。

結局、役割分担をしているために自立が困難になってしまうのだと思いますので、「自立が困難」と書いていただくよりも、むしろ柔軟な使い方で困難にならないような方法を選ぶようになっていくと良いと考えています。

○阿部会長 ありがとうございます。JSTの方は今日おられるのかどうか分かりませんが、これも宿題にさせていただいて、今2つありましたのは、JSTの特定の施策のお話と、それからTLOなり大学の知財本部の役割をどういうふうに考えていくかということで文言ももちろん違ってきますし、その経営状態も変わってくるということです。かなりいろいろな問題を御指摘されたのではないかと思いますので、それは宿題にさせていただきたいと思います。

では、吉野委員お願いします。

○吉野委員 私は単純な質問なんですけれども、特に今後の課題の部分と、先ほど話がありましたことで中身を見ていないんですけれども、パブリックコメントというものはどれ

くらいリンクしているものですか。

○阿部会長 今後の課題の方ですね。主として今後の課題についてパブリックコメントはどのくらいリンクしているかということです。

○藤田事務局次長 パブリックコメントについては、すべて事務局の方で読ませていただき、意見の背景となる制度等も調べて検討しております。一部のパブリックコメントについては実はこうすべきだという御指摘をいただいていることについて、既にそれはもう実施されているものもございませうけれども、パブリックコメントでいただいた項目の中で大きなもの、あるいは制度改正に絡むようなものについては重点項目として拾っているということで対応してございます。

○吉野委員 ちょっと聞き方を変えますと、ここに書かれている今後の課題の項目はかなりの部分、パブリックコメントにも書かれているという感じですか。

○藤田事務局次長 そういうふうに御理解いただいて結構でございますが、ただ、私どもが整理する過程で先程、会長からお話ございましたけれども、余り事務局がたたき台を出すのに自画自賛というか、非常に成果が上がっているんですというような書き方をするのも逆にいかがなものかということで、やや自虐的になると言ってもあれですけども、外部の方から見てここはまだ足りないじゃないかと御指摘いただくことは、我々にとっては耳が痛いことであっても、むしろ書いておこうということで書かせていただきました。

そういう意味では表現が荒いというか、そういう嫌いがあるかもしれませんが、今回は最初のたたき台でございませうのでそういうふうにさせていただいたということでございませう。

○吉野委員 施行の状況というのは比較的ポジティブに書いてもいいと思います。それで、今後の課題というのはやはり課題なんだからネガティブと言うと変だけれども、問題点を挙げていいと思うんです。

だけど、それは事務局が主体で書いているのか。それとも、パブリックコメントにもほとんどここに書かれているのと同じようなことが書かれているのかということを知りたかったんです。かなりリンクしているということですね。

○藤田事務局次長 そういうことでございます。

○阿部会長 ありがとうございます。では、妹尾先生どうぞ。

○妹尾委員 まず、書き方で気が付いた点です。四角の中が重点項目ですが、その下にそれを実施するに当たっての問題点が列挙されています。それを課題と呼んでいいのかどうかということがあります。課題というと何か「タスク」を書くことをいうので、そのところに違和感があります。

しかも、中に事実を書いているような文言と、「べき」というふうに書いている文言が混在しています。「べき」と書いたら、問題解決の方向性を課題として扱うということなので、どちらなのかということがわかりません。

例えば、8ページの地域の最後のところに「地域の多様性を活かした地域政策がなされ

ていない。画一的な支援をやめるべきだ」と、ここだけ「べき」が突然入ってくるんですね。そうすると、何か強いなという感じをうけます。さらに、これは読みようによって支援は全くやめちゃえというふうにも読めるし、個別具体的な支援をするようにしようとも読めるわけですね。ですから、この「べき」的な表現が幾つか混在していることはいかなものか。

それから、例えば地域の多様性のところなんですが、地域政策がなされていないというか、私も今、地域の面倒を見ている現場を持っていますので思うのですが、地域政策の形成能力は地方の自治体には残念ながらありません。県レベルでも、ましてや市町村レベルでもない。それから、政策・施策を書いたけれども、それを実施できるのか。これもないわけで、その辺のところのトレーニングがものすごく重要だなという感じを受けます。それは、ここの2つ上の知財不足ですね。知財を振興するのに弁理士さんを増やせば知財が増えるかという議論はありますけれども、これは全くあり得なくて、要するに商工会議所だとか県庁の商工課だとか、そういうところが知財を生かした経営を指導できなければならぬんですが、そういう実力が無い。ここのところは是非重点を置いていただければと思います。

それから、産学連携の9ページです。恐らく最近、産学連携に関する契約の際に先ほどのお話、JSTなどもあるんですが、各大学でも事務手続きの硬直化が随分言われてきています。我々大学人も随分それを企業の方々に指摘されていますので、この辺はそろそろ現実に対応できるようなものにしていくべきかと大学の一人としては思います。

それから、10ページの人材の育成です。先ほど田中委員から御指摘があったのですが、これは具体的に言えば知財を経営貢献、経営活用できる人を育成すべきということです。そういう部分について関心が薄くて、知財のための知財になっている。あるいは、弁理士さんは弁理士業務の専権業務のための専権業務になっているみたいなどころがあるので、ウイングをもう少し広げましょうよということになればいいと思っています。

次に、その下の方に知財翻訳者の不足が指摘されていますが、これは人材育成の先ほどの戦略の中にも書いたとおり、従来、何となくうやむやになっていた知財周りの人たちのプロフェッショナル化が進まなければいけないというふうに取り得られると思うんです。ですから、その一例として知財翻訳者が書かれているわけで、それ以上に例えばIPサーチャーだとか、IPパラリーガルだとか、それからこのIPトランスレーター・インタープリターみたいな人たちが必要なのです。そういうふうに取り得るべきかと思っています。

ちなみに、翻訳者そのものについて言えば、これはやはり国際化の最初の項目とリンクをするような形になるのではないかと思います。その下に書いてありますけれども、国際的に闘える人材は本当に名前だけで挙げられるくらいしかいらっやらないので、これは大変な問題だと思います。

最後の「世論調査によれば、模倣品・海賊版の購入」ということですが、これは私が提唱させていただいている「知財民度」に非常に大きく関わってくると思います。ここのと

ころも従来型の知財ではなくて国民全体の問題として大きく取り上げていただければいいと思います。以上、意見でございます。

○阿部会長 ありがとうございます。文章上の問題と、それよりもう少しきちんとした説明をした方がいいということと、いろいろあると思いますが、文章については後で妹尾先生に少し助けてもらった方がいいかもしれませんけれども、現時点で何か事務局からありますか。

○藤田事務局次長 特にございません。

○阿部会長 ありがとうございます。八田委員、下坂委員、何かございましたらどうぞ。

○下坂委員 私は先ほどたくさんしゃべらせていただきましたので。

○八田委員 今、妹尾委員がおっしゃったことですけれども、例えば翻訳者に関しては、検定試験のようなものを整備しようという御主張だと考えてよろしいですか。

有能な翻訳者が足りなければ、賃金が上がると思います。もちろん本当にできる人かどうか判定できなかったら賃金の上げようがありません。しかし有効な検定試験があり、だれが優秀な翻訳者であるかわかるようになれば、優秀な翻訳者の賃金が上がります。賃金が上がれば当然その分野にはいろいろな人が入ってきます。

こういう検定試験のようなものは、民間の自発的な組織化を期待できるので、何も全部官が主導すべきことではないと思います。しかし、「こういう検定をやっています」と世間に言っていることがそのとおりになされているかどうかというチェックというのは、やはり官がしなければならないことだと思います。

検定試験自体の信頼性のチェックがないと、なかなか民でも検定をやりにくい。制度をつくってもだれも信用してくれないためです。今度の建築偽装事件では、それがなされていないために問題が起きたと考えられます。ここでの官の役割というものは必ずしも翻訳者に対して奨学金を出すとか、そういうことではなくて、むしろ市場を整備するというような形で行われたらいいんじゃないかと思います。

○阿部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○田中委員 9ページの四角の中で、これは今後の推進方策とも絡む部分でございますが、「出願前に先行技術調査を行い、出願を厳選する」。この出願前の厳選あるいは出願数の厳選、それから審査請求の数の問題、これがきちんと区分けして議論されていないと思います。

出願前というのは、日本は先願主義ですから、思い付いたらいち早く出願しなければいけないということと、すべて先行技術調査をしていたら間に合わないということが絡むんだと思うんです。

ただ、審査請求前であれば、ある程度先行技術調査をきちんとやって審査請求するという行為はとれるだろう。したがって、出願の厳選なのか、あるいは審査請求数の厳選なのかという点と、それから出願数をある程度抑えていくということに関しましては、技術流出問題とも絡むわけで、この視点からの議論をしているのか疑問が残ります。いろいろ

ろずっと見ていくと、出願数なのか、審査請求数なのか、その背景が何なのかというのが、ちょっとあいまいに議論されているという感じが私にはいたします。これらの点を十分に検討していただければと思います。

○阿部会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだろうと思います。ほかにどうぞ。

○加藤委員 今、田中委員がおっしゃった同じ所で、国際的な特許取得戦略云々と書いてあります。日本とアメリカでは特許制度が異なりますので、米国ではサブマリン特許が突如現れて対応を迫られるケースがあります。

また、当社は米国において2つ特許係争を抱えていますが、米国は先発明主義のため、特許係争になるとノートブックを提示するところまでいってしまいますので、その時点でないの特許権の有効性が決まりません。ですから、先発明主義は後出しじゃんけんのような方法で、多くの方が不満をもっていると思いますが、米国は先発明主義をやめないと聞いていますが、米国企業も困っているのではないのでしょうか。後出しじゃんけんをやられますと幾ら先行調査を行っても、調べようがありませんし、米国で特許係争になると、お互いに全く前向きでない費用を浪費します。弁護士事務所だけがもうかるというどうしようもない構造ができ上がっているんです。

政府も話し合いをされているのは知っていますが、日本は発言力があると思いますので、先発明主義に関してもっと大変な問題だということを言ってもらわないと困ると思っています。以上です。

○阿部会長 政府もやっているんだろうと思いますけれども、どうですか。

○荒井事務局長 御指摘のとおり、まだまだ不十分だと思いますが、アメリカの中にも今、先発明主義は問題が多いというので、去年アメリカの議会に出たパテントリーフォームアクトの中には先発明主義を先願主義に変えるという条項も入って、そういう問題がアメリカの中では始まっております。

ただ、日本からもっと働きかけをすべきだというのは全く同感です。

○阿部会長 これも、我々のメッセージとしてもうちょっと強く書いておいた方がいいかもしれないですね。

そろそろ時間になってきて、まだほかにいろいろ御意見をいただかなければいけないことがあるのですが、実は次回の専門調査会でこの修正版を御提示して御決定をいただくということになっているのですけれども、随分修正点が多いような気がいたしますので、特に今後の在り方の方ですね。少し事務局で工夫していただいて、委員の先生方の意見を上手に反映するような努力をしていただくようお願いいたします。

なお、ちょっと関連事項を申し上げますと、総合科学技術会議の中に知的財産戦略専門調査会というものがございます。ここにもこちらと重複して委員になっている方もおられますけれども、主として大学であるとか、科学技術の側面に近いテーマで議論をしております。これは毎年、知的財産推進計画の中にも入れていただいているのですが、今、御議論いただいたところは別個にやっていますけれども、若干重なっているところもあります。

ので、事務局においては本日の修正版に加えて、総合科学技術会議の専門調査会の議論をも踏まえて修正版をつくっていただいて、宿題のステップがたくさんあるようで恐縮なのですけれども、委員の方々及び関係省庁との調整をしていただいた上で次回の専門調査会に修正案ということによろしいですか。

では、そういうことで、途中の段階でもまた委員の先生と御連絡を取っていただきたいと思います。それでは、今日のところはこのくらいにさせていただいて、第3の議題に入らせていただきます。「知的創造サイクルに関する重点課題について」の御議論であります。前回までの御議論、これまでに寄せられたパブリックコメント等を踏まえまして、事務局が推進方策の案をつくってくれました。これについて、藤田次長から説明をお願いします。

○藤田事務局次長 資料5でございます。「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」ということで、これまでの本専門調査会における御議論あるいは今までいただいたパブリックコメント、あるいは事務局でいろいろな場面で実施しておりますヒアリングの結果等を踏まえまして、今後の重点課題について取りまとめました。

5ページからが本体でございますけれども、項目が多岐にわたりますので、特に論点として大きなものではないかと私どもが考えたものについて星印を付してございますので、この星印を付けたものを中心に概要を御説明申し上げますけれども、もちろんここに書いてございますほかの項目についても委員の皆様方には御意見を賜りたいと思います。

まず5ページでございますが、「創造分野」ということで、1の(1)の ですが、「知的財産情報の活用による研究活動の効率化を促す」。「大学等が、特許データベースやパテントマップ等の活用により、研究動向の的確な把握と研究対象の効率的な絞り込みを図ることを奨励し」と書いてございます。

それから ですが、「研究における他者の特許発明の使用を円滑化する」。リサーチツールの問題の解決などについて、これは現在の総合科学技術会議で検討をいただいておりますけれども、早急にその結論を得ると書いてございます。

次に6ページですが、(3)の で「大学知的財産本部、技術移転機関の総合的体制を整備する」。先ほども御議論がございましたけれども、各大学の状況に応じ、大学知的財産本部とTLOの一本化や一層の連携強化を含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討すると書いてございます。

それから下の ですが、「特許発明のライセンスを促進する」。大学等の特許発明のライセンスを促進するため、共有に係る特許権者の第三者へのライセンスに共有者の同意を必要としている現行規定、これは特許法の73条という規定がございますが、この規定の見直しについて検討をすると書いてございます。

次の7ページですが、「保護分野」、特許審査の迅速化。(1)は昨年12月に経済産業省に設置されました特許審査迅速化・効率化推進本部による取り組み、これは既に1月17日に行動計画というものが発表されておりますけれども、その取り組みを徹底するということ。

それから、下の のところですが、「審判請求規模を適正化し、審査・審判の適切な人員配置を行う」。日本の特許の審判事件数というものはアメリカやヨーロッパに比べると1けた多い数になってございまして、この審判の在り方について検討すべきではないかということでございます。

例えばということで、次の8ページの2)のところに、審判官は3人で審理を行うことになっておりますけれども、例えば単独で審理を行えるように、現在の合議体による審理を見直すということが案として書いてございます。

それから、次の9ページは「特許の出願構造改革を推進する」。(1)の でございますけれども、「国内出願偏重の出願構造の是正を促す」ということの中で「グローバル出願5割の目標を掲げる」。あるいは ですが、「出願上位企業の海外出願比率を公表する」。それから ですが、「国内出願と国際出願の事務上の差異を減らす」ということで、これの意味はこの2行目の途中から書いてございますけれども、「国内出願の明細書の記載様式をPCT国際出願の様式に合わせて変更することを目指す」ということでございます。

次の10ページをごらんいただきまして、「権利取得に至らない出願の削減を促す」。例えば でございますけれども、「出願上位企業の特許率等を公表する」ということで、ここでは「審査請求数に対する特許率のみならず、特許出願数に対する特許率も公表することにより、厳選された質の高い特許出願を促すとともに、技術流出を防止する」というふうに書いてございます。

次に11ページでございます。「特許審査の安定性を確保する」。例えば(3)でございすけれども、「無効審判の蒸し返しを防止する」。「同一人による、同一発明についての無効審判を原則1回に制限するなど、無効審判の蒸し返しを防止するための方策について検討し」と書いてございます。

次に12ページで「ユーザーの利便性を向上する」という中では(1)でIPDLにおいて提供される情報を拡充し、あるいはその使い勝手をよくすることによって、審査官が利用するシステムと同等の検索機能を外部の方に提供するというところでございます。

(2)は星が付いてございませぬけれども、特許料や登録料の更新時期について、これは例えば運転免許証と同じように特許庁から事前に通知を行う制度を導入するということも書いてございます。

次に13ページで世界特許システムに向けての取り組みでございしますが、(1)の は「特許審査ハイウェイ構想における他国の審査結果の利用を制度化する」ということ。それから(2)は「特許出願明細書の記載様式を統一する」ということで、日米欧三極の特許長間において特許出願明細書の記載様式の統一を目指す。これはさっきPCTに近付けたということが書いてございますけれども、それと同時に日米欧三極でも、ということでございます。

それから15ページ、「技術流出を防止する」。「(2)営業秘密の管理を強化する」、海外への技術流出の防止を徹底するために諸外国には幾つかこういう立法例がございすけれ

ども、国外における営業秘密の不正な使用・開示に対しては国内に比べて刑罰を加重するということを検討するということでございます。

それから、次の 16 ページでございます。商標の保護強化ということで「(1) 不使用商標についての対策を講じる」。登録された商標が使用されていない割合が大変高いと言われておりまして、こうした状態を解消すべく方策を検討するということでございます。

17 ページからは模倣品・海賊版対策でございます、(1) は外国市場対策ということでございます。が在外公館の体制強化、が偽造防止技術の活用の奨励、は「模倣品・海賊版拡散防止条約を推進する」ということでございます。

次に 18 ページの(2)が「水際での取締りを強化する」。例えば「個人輸入等の取締りを強化する」ということでございます。次に、20 ページはインターネット・オークション対策の強化でございますが、の特定商取引法のガイドラインはもう間もなく決定されると聞いております。

それから、今オークション事業者の自主的な取り組みが行われて大分効果を上げておりますけれども、そうしたことを踏まえて更に必要であれば措置を講じるということが書いてございます。

次の 21 ページは、今度は知財の活用の分野ですけれども、知財信託の利用を促進するというので、いろいろ今、指摘を受けております知財信託の使い勝手の悪いところを改善していくということが書いてございます。

それから、23 ページが「標準化活動を強化する」。例えば(1)の「ですけれども、標準化の成功及び失敗事例、あるいは企業の国際標準化への貢献度ランキング等を公表する」ということをしてはどうかということでございます。

それから、26 ページです。中小・ベンチャー企業支援あるいは地域における知財戦略の促進でございますけれども、「(1) 審査請求料・特許料の減免対象の拡大と要件の簡素化を図る」ということで、中小・ベンチャー企業を対象とした審査請求料、特許料の減免制度の対象を拡大し、あるいは適用対象となる要件を簡素化するということが書いてございます。

あるいは(3)知財駆け込み寺の整備、次のページで「(6)弁理士の地方展開を促す」、さっき御議論がございましたけれども、そういうようなことも書いてございます。

それから次の 28 ページ、「創造・保護・活用の連携」ですけれども、C I P O、これは最高知財責任者ということでございますが、C I P O等の設置あるいは知的財産部門の社長直轄組織化を促すということで、企業においてこういう対応を促進してはどうかということでございます。

次の 29 ページは人材でございますが、これはさっきお決めいただきました人材の総合戦略を確実に実行するということで 1 行だけ書いてございます。

次の 30 ページ、知財の関連分野の広がりに対応した国際ルール of の構築ということで、これまで遺伝資源とかフォークロアとか、あるいは I T、バイオ等の問題について御議論を

いただきましたけれども、例えば(1)の のところですが、「相互理解と国際的なコンセンサスづくりへ積極的に貢献する」ということで、いろいろな国際シンポジウムの開催の推進、あるいはさまざまな研究活動を行っている機関におけるそうした研究の促進というようなことを提案してございます。以上、御説明いたしました。

○阿部会長 ありがとうございました。それでは議論に入りたいと思います。御意見を頂戴いたしたいと思いますが、先ほど田中委員からこちらのことでリファアがありましたから口火を切っていただければありがたいと思います。

○田中委員 幾つかあります。最初は、6 ページ、「特許発明のライセンスを促進する」というところになりますけれども、これは目的がよくわからないといいますが、明確ではない。大学等の特許発明のライセンスを促進するために共有に関わる特許権、現在は共有者の同意を必要としているわけですが、これを見直さなければいけない。ライセンスをどんどん出すということをやただ目的としているのか。それとも基本的に産学連携等を促進しようとしているのか。その辺の議論があいまいかなと思います。

つまり、企業から見ますと一緒に共同研究、共同開発をして共有特許になっている。その共有特許が勝手にどんどんもう一方がライセンスをしていくということになりますと、共同研究なり共同開発をするチャンスを逆に避けようとする企業が多く現れるのではないかという感じがします。それから、企業間でもこういうことになるとどういう影響が出てくるか。非常に広範な視点できちんとした議論をしていく必要があると私は思います。大学のことを考えていますと、逆に産学連携を阻害するということにもなりかねないということで、心配しているわけでございます。

それから、8 ページの上の) ですが、審判官が単独で審理を行えるよう、現在の合議体による審理を見直すというところですが、単独で審理をすることになりますと一人だけの偏った考え方で結論を出してしまう可能性が出てくるのではないかと。権利の安定性ですとか明確性というものをきちんと担保するために、合議制によってやる今の制度の方がよろしいかと私は思っております。

それから、10 ページの(2)の の特定登録調査機関です。このときに、先行技術との関係を明確化するために、特許庁に出願する際に先行技術調査そのものの義務付けが一部うたわれているわけですが、企業によっては、調査すべき技術分野が明確ですから、自分たちで先行技術調査をした方がはるかに精度が高い場合が多いと思います。このようなこともきちんと考慮して検討する必要があるのかなと。登録機関だけに頼るというのは必ずしも得策ではないと私は思っております。

それから、その下の で「出願上位企業の特許登録率等を公表する」です。公表するのは一向に構わないと思いますが、先ほどもお話をしたように出願数に対してなのか、審査請求数に対してなのかをある程度明確にしておく必要があると思います。

次は、11 ページの3の「特許審査の安定性を確保する」というところです。ここに、無効審判と侵害訴訟における無効の抗弁を原則一本化する。これは非常に効率を図る上にお

いても一見いい感じの方策のようですが、私ども実際の現場でやっておりますと、先行技術調査はやればやるほど新しい事実が見つかったり、更に、英語文献だけではなく、ドイツ語文献あるいはロシア語文献等、いろいろな文献をも全部調査いたします。そういたしますと、かなりの時間が必要となります。ですから、無効審判を原則1回に制限するというのはちょっと危険かなと。ただ、蒸し返しを防止するというニュアンスであれば、同一理由でまた審査を求める、審判を求めるということでなければ、新しい客観的な資料に基づいてやるということはきちんと担保していかなければならないと思います。

それから、次のページでI P D Lです。これは先行技術調査に係る部分だと思えます。私どもの企業の場合には比較的大きな検索システムを導入することができますが、費用等を考えると、そういうものを導入することは大変だと思います。したがって、「I P D Lの提供する検索機能を強化する」ということには大賛成です。更に推し進めるのであれば端末の無償提供ですとか、あるいは検索の研修とか、も必要かと思えます。検索も案外難しいですから、検索のための研修もきちんとやって皆さんが使えるようにしていったらどうかと思います。

それから、15ページで先使用权に関するガイドラインの作成というところです。ガイドラインを作成することは大変いいことだと思っております。ただし、ガイドライン作成だけですべて解決するのかという懸念を持っており、それにつきましては是非もう少し踏み込んだような議論ができる、あるいは場合によったら法改正を必要であればするというような形で是非検討していく方がいいのかなと考えています。そうでなければ、企業としては安全のためにどうしても大量出願という方向に走らざるを得ないという局面が継続してしまうのではないかと懸念しております。

それからもう一点でございますが、26ページの「知財駆け込み寺を整備する」というところでございます。これは取り立てて言うことではございませんけれども、その中の記載に「大企業から知的財産権侵害を受けた場合等」とありますが、これは別に大企業から受けた場合でなくても「知的財産権侵害を受けた場合等」という表現で十分ではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。ちょっと数が多くなりまして申し訳ありません。以上でございます。

○阿部会長 ありがとうございます。字句のようなところと、それから6ページの第三者への特許権のライセンスのように非常に議論を呼ぶところと、いろいろ御指摘をいただきました。事務局から今の段階でよろしいですか。大変重いものもたくさん入っていたと思いますけれども、ありがとうございます。

では、ほかの委員の方どうぞ。前田委員、お願いします。

○前田委員 議論を呼ぶところのお話をさせていただきたいと思えます。

その前に5ページで、先ほど申し上げたこととの重複になりますが、大学における特許戦略の構築を促進するという意味でも、他の機関のプロジェクトで、マップ化した特許を大学の産学連携の人が自由に扱えなくなるという問題が生じておりますので、この点の整

備等も是非お願いできたらと思います。

それでは、本題の特許法 73 条についてコメントさせていただきます。今大学では、共同研究から生まれた、共同出願のライセンスについての話で、困っていらっしゃる大学が多いと思います。大学独自で出している特許と、企業と共同出願している特許の比率は、どこの大学も半分半分位ではないかと思います。

そこで、73 条 3 項の内容についてですが、第三者へのライセンスも相手の同意なしでさせてほしいという意見を大学知的財産本部の方からよく聞かれます。

ただし、私の個人的意見を申しますと、医科歯科大学のようなライフサイエンスの独占実施を中心に行っている大学の場合は、第三者へは実施できないからこそちゃんとお金をくださいねという形で、むしろ条文を逆手に取って、第三者へライセンスが自由にできないことを交渉の一つにして共同出願相手に実施料なりお金をいただいているというのが実情です。

むしろ、2 項のところで共同出願の相手の企業は別段の定めのない場合、相手に同意無しに実施できるという部分が、私たちの大学では時々引っ掛かっております。本来何も言わずに実施できるものになぜお金を払わなければいけないのですかという意見を言われます。きちんと契約で決めれば良いことですが、自己実施に対価をいただくことを交渉するのは現状ではたいへん骨の折れることです。文言上では、原則は相手の企業は何も言わずに実施していいということになっておりますので、例えば 1,000 社くらいある日立さんのようなグループ企業で、どこかで実施をされていても、私たちの知らないところで利益が上がっていても、ロイヤリティーをいただくことができない状況になりかねないというような泣き言も聞いています。

結論から申しますと、良いシーズであればどのような法律になっていてもお金をいただくこともできますし、事前に契約できちんと決めごとをしてお金をいただける状況にあります。知財部の方や法務の方とのやり取りで、「文言上はこう書いてありますから応じられません」とおっしゃられましても、「すみません、研究の方にこれは本当に必要か必要じゃないかを聞いてきてください。どちらがやりたいと思っているのか、だれがやりたいと考えているのか、必要性を考慮して契約を結びましょう。」ということで柔軟に結ばせていただいていますので、法律が立ちはだかつて前に進まないというものは今のところはそれほどないのが現状です。けれども、全部の大学にネゴシエートする人がいるわけでもありませんし、全てのシーズの善し悪しを判断できるかといったら難しいことだと思います。そうしたときに、ベースとなる特許法の文言がどう書いてあるかで、交渉のやり易さが変わってくるのは事実です。

しかし、仮に条文を変えた場合、企業同士のやり取りだったり、第三者へ黙って実施できるようになったら、企業の方は必死になってお金をかけて実施化のための検討をされているわけですから、これはこれで混乱が起きると思いますので、共同出願者が大学のように自己実施できない場合の配慮がどこかで加わればいいのかという感じを持っています。

法律を改正してもらっても大きな問題が生じるのは明白で、悩ましい問題だと思っています。

○阿部会長 ありがとうございます。短い時間で結論を出すには相当の議論が必要なところかもしれません。

○妹尾委員 時間も短いようなので端的に申し上げます。

まず 24 ページの(3)の「教育機関による標準に関する教育を強化する」、これは大変結構なことだと思うのですが、今、標準化はどうしても理工系を主にした書き方になっているのですが、むしろ標準化の問題は事業戦略、経営戦略の問題、例えば MBA だとか、経営教育が全く無関心という点が問題だろうと私は認識しています。なので、事業戦略、経営戦略を教えているような教育、その中で標準化を取り上げてもらう時期ではないかと思います。標準の問題は技術の問題を超えてきているということが我々の認識だと思います。

次に、ここに書かれていないのですが、タイムリーに取り上げてはいいかがかということをご提案させていただきます。3 点ほどです。

1 点目は、以前の委員会で述べていますけれども、リサーチノートの問題です。リサーチノートは少し軽視され過ぎていないか。

第一に不正防止です。韓国での例の問題、それから私のいる大学でのねつ造疑惑の問題など、やはりエビデンスが全くないということが大問題になっています。あるいは、エビデンスとしてのリサーチノートをちゃんと取る規則になっていないということです。これは恐らく総合科学技術会議でも御議論されると思いますけれども、そのことを考えて、リサーチノートが盗用、ねつ造、改ざんの3つの不正を防止する意味を強調したい。

第二にインベンタースhip、すなわち発明者認定の問題です。職務発明の騒動がこれから相当予想されますけれども、そのときにはやはりラボノート、リサーチノートがなければ紛争はますます大変になってしまいます。

第三に、今度はそのリサーチノートができたけれども、これが盗まれるという、いわゆる産業スパイ的なものが今、復活している話を皆さんお聞きだと思います。これらを考えると、リサーチノートの問題は従来の、例えば 2005 推進計画にも書かれていましたけれども、時期的にタイムリーにここでもう一度、大学、それから企業に促すということが必要なのではないかと思います。

2 点目は、これも書かれてはいないのですが、活用の分野で、従来言われていたかもしれませんが、2005 辺りで言われていますが、ゼネコン等が入札をするときに特許を使った技術が排除される、外されてしまうという問題への対応がなかなか進展していないということがあります。知財教育のセッションでゼネコンの関係者から必ず挙がってくるのがこの問題なんです。うたってはいるけれども、実施はされていない。技術開発をやって特許をせっかく取っても、それが外された入札をされては何のために知財をつくったのかわからないという声が非常に多いのです。こういうようなものが調達の中でやはり考慮される

べきだというのが2点目です。

3点目は、これまた同じなのですが、大学などで使われた特許は日本版のバイドール法で切り出していけるようにはなりましたが、それ以外の機関では意外とまだ拘束されている。例えばN T Tなどの場合、N T T法でだれでも使えなければいけないということですから、だれもが使わないという特許の状況になっています。

それで問題は何だという意見もあるのかもしれませんが、恐らく日本版バイドール法その他で進めている以上は、ある程度の公的な関わりがある特許は、社会的に本当に活用される形に変わらなければいけないと思います。その辺は具体的にどうだという御議論はあると思うんですが、課題としてはその辺を洗い出す時期に入っているのではないかという点を指摘させていただきました。以上です。

○阿部会長 ありがとうございます。いずれも重要な御指摘なのですが、3つおっしゃったうちの1番目と2番目は従来ありますけれども、多分もう少し踏み込んでもう一回きちんと書いたらどうか、しかも、現状の問題点を踏まえた上でということだと思います。3番目は私は記憶がないんですが、新しいですね。ありがとうございます。

ほかの方からいただきたいと思います。では、吉野委員どうぞ。

○吉野委員 1つだけ、既に動き出しているようですけれども、特許審査の迅速化・効率化等、それから出願構造改革の推進ということと両方に絡むのは、どんどん処理が大変だから力づくで抑え込もう。その部分ですね。そういうものが余り強くなり過ぎると、せっかく知財のムードが高まっているのに、それを冷やすことになると思うんです。

したがって、そのバランスをきちんと考えながらやらないと、とにかくどんどんたまっちゃうから力づくで抑えようというような感じのところがありまして、是非ともそこはバランスを取ることに気を配りながらやらなければいけない、やっていただきたいということをお願いします。

○阿部会長 ありがとうございます。吉野さんの会社から見ても、相当強いんですか。

○吉野委員 例えば、先ほど海外出願の話が出ましたね。あれも結局、国際性がない出願みたいなものを抑制しようという意図だと思うんです。できるだけ多くのものが国内だけではなく海外にも通用するような出願の質というか、そういうものに変えていこうという意図があるんだと思いますが、相当これからそのプレッシャーはいろいろなところへ出ていくことになるんじゃないか。

○阿部会長 ありがとうございます。その他、どうぞ。

○加藤委員 追加的な話で、何度も言いますが、当社はアメリカの先発明主義に対抗するために15年前から第三者のサインをしたノートブックの作成を義務付けています。

一方で、様々な特許を出願されている日本のある教授の研究室ではノートブックがルーブリーフだと聞きました。これでは全然だめです。その先生に、そういうことをやっていてはだめですよと言うと驚かれていましたが、まだその程度です。それが一流大学の教授です。

ですから、やはり妹尾先生が言われるように、これははっきり書いておいた方が、黄教授じゃないですけども、いろいろな意味で防衛できる。その代わりものすごく煩わしいですね。1週間まとめてノートブックを確認しようとかということも出てきます。これは別の細かい話ですが。

○阿部会長 ありがとうございます。八田先生、何かありましたらどうぞ。

○八田委員 審査を単独でやるか合議でやるかについてですが、今まで合議の場合はほとんど意見が一致しているのでしょうか、割れているのでしょうか。これが1つの基準になるのではないかと思います。

第2に、田中委員の御指摘があったようなことを考慮すると、「単独でやるけれども、時々それを別な人たちが抜き打ちのチェックをやる。それで、有能さが判明した人には単独でやり続けてもらうし、そうでない人は合議でやる。」というような仕組みが要るのではないかと思います。

それから、特許の件数が多過ぎる理由の1つは、日本の特許料の方がアメリカよりも安いんじゃないかったですか。我々経済学者から見ると出願数が多すぎるならば特許料を高くして、自信がある人だけ出願して頂戴ということが普通の話だろうと思います。

重複も同じことです。2回申請してもいいけれども、相当な料金を取るよという仕組みになっていれば、自分のケースに自信がある方だけが出願してくるでしょう。この問題も価格機能を入れることでかなり改善するのではないかと思います。

それから、最後の大学と企業の共同研究のときにどうするかというのは、ここではとても言い切れませんが、大学が間接費をどれだけ取っているかということが基本的な問題です。もし民間の企業が大学と共同研究するならば、それ相応の間接費を大学に対して払う。全体で研究費のちょうど倍ぐらいの額を払う。大学は間接費をその研究室だけではなくてほかのいろいろなことに使ってもいい。その代わり、成果はかなり企業が優先して使えるようにする。そういうような一種の支払いをきちんとすることによって両方ともメリットがあるような仕組みを考えることが必要なのではないか。以上です。

○阿部会長 ありがとうございます。今3つおっしゃったのですが、事実関係はどうなっていますか。単独の場合と、あとは価格の問題ですね。

○藤田事務局次長 定量的なデータは今ございませんけれども、3人合議体でやっている場合にも、その原案を書く方というのは3人のうちの1人ですが、その1人が中心になって検討をし、あとの2人の方に相談をして結論を出すということになっているようでございます。もちろん中には意見が違う場合もあるでしょうけれども、多くの場合はその担当の方の結論にほかの方も同意をするというふうに聞いております。

それから料金ですけども、これもなかなか一概に比べにくくて、例えば出願と審査請求と、それからその後に払う特許の年金と、それぞれ高い低いがあります。総じて、日本はアメリカなどに比べると安いという面はございます。

○阿部会長 オーバーヘッドは御意見で、競争的研究資金も30%ということになっている

のですが、一部は導入していますけれども、まだ全体に浸透しておりませんので、その辺がまずいかないと、多分民間も乗ってくれないかもしれません。そういうことで、総合的にやっていく必要があるというのはおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございました。

下坂委員、お待たせいたしました。

○下坂委員 まず意見ですけれども、6ページの(3)の「特許発明のライセンスを促進する」ということにつきましては先ほどからいろいろな意見が出ていて、現状の73条のままだと契約などをするによって解決がつくのではないかという御意見とかいろいろありますが、事案などの検討を私はちゃんとした覚えはありませんで、継続的に是非検討していただきたいと思いますので、このままこの形でお残しいただきたいと思います。

それから、10ページの「出願上位企業の特許率等を公表する」というところがございます。これは審査請求に対する特許率だけでなく、特許出願数に対する特許率も公表するということなのですが、これと似たようなものがございまして、私どもが代理をした出願に対して成功率のいい代理人を発表する。脅しっぽいものもあるのですが、余り動じないことにはしておりますけれども、ただ、特許出願数に対する特許率を出して、一体どういう意味があるのか。

会社によりましては開き直りまして、こちらは出したいものを出していく、知財立国と言うならば発明をしていくのだからそれをどんどん出していてもいいじゃないか、それを代理人段階で、これはだめだとか、いろいろ言うのはけしからんとか、いろいろ意見がありまして、大変つらい立場にあります。特許出願数で審査請求をしなければ特許庁は出願料だけもうけますから、別に大したことではないんじゃないかと思っておりますが。特許出願数に対する特許率を出すのは特許出願の内容がこれほど悪いということのために出すのか。その辺りの理由がはっきりわかりません。

それから、出願請求料のことが出ましたので、経済学者の御意見に抵抗するようですが、十分今の審査請求料は高いものです。この審査請求料を改定します何年か前に経済学者の方からやはり同様の意見がありまして、それで結局、審査請求料が現在のように値上げされました。

だからと言って出願は減っておりません。会社によっては、必要なだから出願は予算を幾ら付けてでも出していくんだということなのです。その心理を経済学者の方々がどのようにコントロールできるとお考えか。そこら辺がわかればお教えいただきたいと思います。日本の料金は安いかもしれませんけれども、私どもがやっておりまして審査請求が何件も重なりますと印紙代だけで大変な値段になってまいりますから、決して中小企業などにとって安い金額ということとは言えないと考えております。

金額を上げるだけ上げれば出願が減ってしまうということであれば、そして、出願を減らすことだけを特許庁が目的となさるのであれば、おやりになってみたらいいと思います。

ただし、そのときは、納付される出願金額の方もそれだけ減っていくのではないかと思います。それから、無効審判を重複してやらないために1人1回という表現が11ページにございましたけれども、経験上から言いますと1人同一人が1回ということは違う人を使って何回も出せるということでございます。先ほど田中委員は自社のみをお考えでしたので、大変まじめな御疑問でございましたけれども、現実の仕事では、無効審判の大変難しい事件が、ある一地方の八百屋の御主人が出されとか、いろいろなものがございまして、重複的に何回も出てきます。だから、もしそういうことを阻止するのであれば1人同一人1回ということ以外にも何か考えていかなければいけないのではないかと。余りやり過ぎると、今度は国民の権利を阻害してしまうことにならないかなど、その辺りのこともあるというふうに考えております。

それからもう一点だけ、18ページに「個人輸入等の取締りを強化する」ということがありまして、インターネットの関係でございますが、それに関係しましてプロバイダーの方にいろいろ要求をして、その方たちが今インターネット・オークションに出す人たちに対して働きかけをしていただいていると聞いています。身分証明書の提出をしたりしていただいているということで、一時は随分インターネット・オークションの模倣品汚染率が減ったそうです。ただ、ちょっとリバウンドしてしまっているというところがあるそうです。

もう一つは、オークションに出す人が大変厳しいプロバイダーのところには真正な商品をまともに出し、それから、にせものに関してはプロバイダーの甘いところ、これが幾つもあるそうですが、そこら辺に出していくという傾向が出てきたと聞いております。そこまでするのように取り締まっていけばいいのかという問題があります。以上です。

○阿部会長 ありがとうございます。

○八田委員 出願が増えるとどれだけコストがかかるかは精査しなければいけないのですが、とりあえずアメリカから日本に出願する方が日本から向こうに出願するよりはるかに多いというのは、特許出願料の差が一つの要因ではないかと思えます。

それから、今おっしゃったように一遍だめだと言われても何遍でも要求をする。これも現在の出願料はやはり安いということです。

それから、中小企業が困るではないかということですが、本当にいい発明ならばその中小企業の発明に対してシンジケートを組んでサポートしてやろうという人が出てくるはずですよ。

もちろんこんな簡単なオブザベーションだけでは最終的な判断はできませんけれども、出願料が低すぎる可能性はかなり高いといえるでしょう。実際のコストとどの程度見合っているか、やはり慎重に検討されるべきではないかと思えます。

○阿部会長 ありがとうございます。

○田中委員 再確認ですけども、6ページの「特許発明のライセンスを促進する」ということで、下坂先生は、そのまま残した方がいいのではないかとということですが、ラ

イセンスを促進する目的と、「共有特許のライセンス見直し」が出てきた意味合いとがどうもはっきりしないんですね。不実施補償ですとかを意識してこういうことをどなたかが言い始めたのか、あるいはほかの目的なのか。

例えば、キヤノンとある大学とが共同研究をやり、大学がキヤノンのコンペティターに勝手にそのライセンスをどんどんするという状況を想像すると、大学と共同研究する企業はまずいなくなりますね。ですから、共有特許についてのライセンスは大学はどんどん外部に対して促進はできるんですけども、発明を創出する共同研究自体が場合によってはなくなってしまうのではないのでしょうか。全体を見据えてきちんと議論をしていく必要があると私は思っております。

それから、インターネットの18ページですけども、これは下坂先生も御指摘のとおりでございます。最近インターネット・オークション等で、個人輸入なのか、あるいは業としてやっているのかという境が明確ではなくなってきました。外国のネットオークションでにせものを買ってくる。これは個人輸入だ。それを、今度は違うオークションで自分自身が他人に売るといようなことも実は行われているんですね。ですから、私は、個人といえどもにせものを売り買いするという行為については明確に規定を設けて禁止していくべきだと思っております。以上でございます。

○阿部会長 ありがとうございます。今、御発言がありましたように、非常に議論を重ねて結論に達すべきところと、それからそういう必要は必ずしもなくてこの文言でほぼ良いのではないかと。あるいは、字句の訂正ぐらいで済むというところと、たくさんいろいろな項目がありますので、そこについてどうこれから整理していくかということだと思います。

やはり相当時間をかけて検討しなければいけないものについては、それがわかるように書いていただく必要があるのだらうと思いますが、今日のところはもう時間になってまいりましたので、とりあえず終わらせていただきますけれども、委員の先生方をお願いしたいのは、今日いろいろ御発言をいただきましたので後で事務局で整理をしてくれると思いますが、御発言されない部分については是非ということが後で出てきましたらメモを頂戴できればありがたいと思います。御発言されたところでも結構ですけども、今週中だそうでございますので、今日は月曜日ですから時間だけで言えば多少ゆとりがあるかもしれませんが、お忙しい先生方で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

事務局においては、本日の御議論を踏まえて、更にいただいたメモを含めて案文を修正して、また委員の方々及び関係省庁と御調整をしていただいて、次回の専門調査会にリバイズドバージョンを出していただくということで、大変忙しいところですが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、予定の時間がまいりましたので、本日の会合はこの辺で閉会にしたいと思います。もう一回申し上げますと、次回は先ほど申し上げました知的財産基本法の施行状況及び今後の方針の報告書案及び知的創造サイクルに関する重点課題の推進報告の報告書

案について御決定をいただくところまで持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告書案に対する相談の方法やスケジュール等につきましては、事務局より後日先生方に御連絡をさせていただくと聞いております。

次回の専門調査会は2月17日金曜日14時から16時、この場所で行います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。